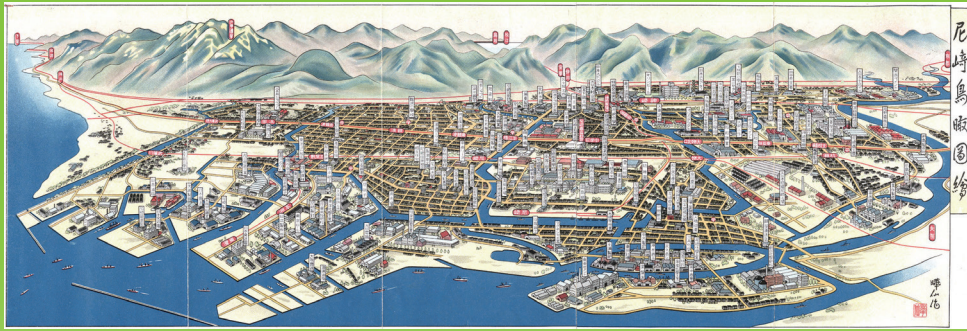


第二節〈史料編〉 1

地図・絵図



暁仙画『尼崎鳥瞰図』 尼崎商工共和会 1940

絵図（古地図）^①

ある地域の土地の様子を縮尺して図面に表したものを地図と呼びます。正確な測量技術が確立する近代以前に作成された絵図（古地図）類も含まれます。律令国家が諸国に作成を命じた「国郡図」や中世の荘園絵図、近世の国絵図・村絵図・町絵図・城下絵図などが、これにあたります。

現尼崎市域に関わりの深い古代の荘園絵図として、天平勝宝八年（七五六）に東大寺の所領となった猪名荘（現JR尼崎駅周辺）の土地について記録した「摂津職河辺郡猪名所地図」（尼崎市教育委員会所蔵）があります。奈良時代の原本の写しで、平安時代後期（一二世紀頃）に作成されたものと推定されています。古代の条里制にもとづいて描かれ、一区画ごとの坪番号が記されるほか、区画によっては地名や田地等の面積・生産等級（上・中・下）などが書き込まれた、現存する市域最古の地図です。本書第一部に図版を掲載しており、『図説尼崎の歴史』古代編第二節3「猪名荘の成立と地域開発」、4「猪名荘絵図を歩く」に詳しく解説しています。

このほか、中世の市域を記録する絵図として寺町・大覚寺所蔵の二点、正和四年（一一一五）作成の「大覚寺絵図」と永享七年（一四三五）作成と考えられる「大覚寺敷地四方図」、加えて京都・大徳寺所蔵で室町末から戦国期作成と推定される「広徳寺絵図」の計三点が確認されています。^② これらはいずれも『日本荘園絵図聚影』四・近畿三（東京大学出版会、一九九九）に図版が掲載されており、本書ではこのうち「大覚寺絵図」を第一部に掲載しました。

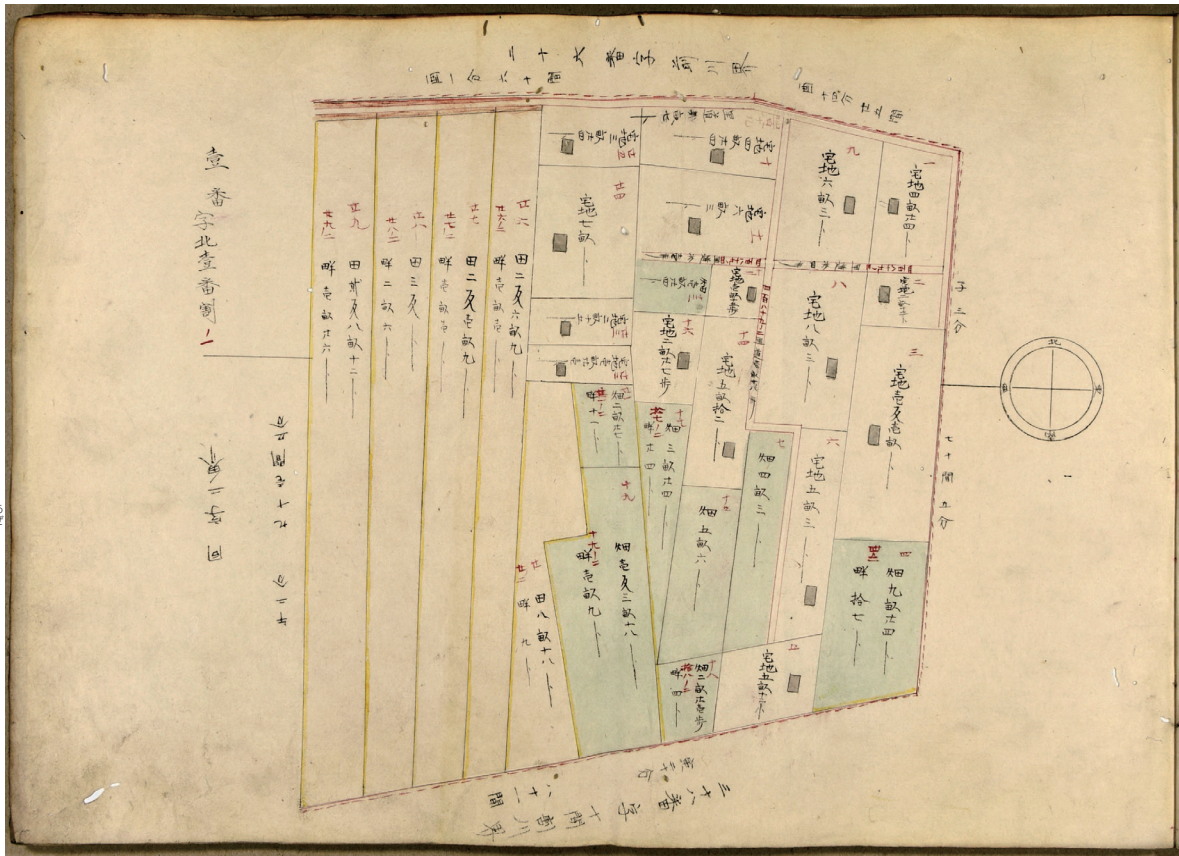
近世に入ると、絵図の種類は多様化します。幕府が主導して全国で作成された国絵図は、数度に

わたって作成されています。国別・郡別の石高・村名・町名・村高・街道・一里塚等が記され、旧国単位的地勢を知るうえでの基本図といえます。慶長一〇年（一六〇五）作成の「摂津国絵図」（西宮市立郷土資料館所蔵）は、摂津地域におけるもっとも古い国絵図であり、村高を記した史料としても最古のものです。

加えて近世には、村絵図・町絵図・城下絵図といった、支配の単位や用途に応じたさまざまな絵図が作られるようになりました。地域研究史料館は、市内の旧家から寄贈・寄託を受け、あるいは購入等により収集した古文書類を多く収蔵しており、そのなかには、隣接する村同士で取水の取り決めを行なう際などに作成する水利絵図や、田地の区画ごとの等級・面積・年貢高等を記す一筆限り絵図、あるいは町役人らが区画ごとの屋敷地を記録する沽券図、尼崎城を中心に城下町の都市域を描いた城下絵図などがあります。古代・中世と比べて種類が多様なばかりでなく、個々の絵図の色彩や表現も豊かになっています。これらについては、本書第三部第四章「尼崎の近世」第二節〈史料編〉に、それぞれ項目をたてて解説しました。

手描きの絵図とは別に、木版印刷された板行図が登場するのも近世の特徴です。流通経済の発達にともなう地域間交流の活発化、諸国名所・観光案内需要などに応じたもので、板行の摂津国絵図として現存する最古の寛延元年（一七四八）「摂津国名所大絵図」が、人文社から翻刻されています。^③

近代・現代の地図 近代に入ると測量技術が発達し、より正確な地図が作られるようになります。まず明治初年から一〇年代にかけて、地租改正にともない全国各地籍図が作成され、土地台帳の基礎図となりまし



「地籍地図」の一例 道路敷に地番が付与され、畦の面積も記載されている。
明治十一年「兵庫県管下摂津国武庫郡道意新田地図(字限り図)」(西村亀氏文書)



大日本帝国参謀本部陸軍部測量局明治一八年測量 二万分の一仮製地形図「尼崎」

た。また同じ時期、正確な地図を作成するために不可欠な三角点の整備が始まり、陸軍による日本全国の地形図編成が実施されます。民間作成の地図も、多く刊行されるようになります。市街地図をはじめ、地域をさまざまなテーマに沿って表現した詳細な地図が作られるほか、観光名所や都市部の主要建物等を強調して立体的に描く鳥瞰図^{ちやうはんず}などのように、時代の要請に応じた特徴的な地図も登場します。現代に入ると刊行地図の多様性はさらに増し、官民ともに数多くの地図を作成しています。以下、近代・現代のおもな地図を紹介し、その特徴や、地図から読み取ることができる内容について解説していきます。

地籍図と公図^④ 宅地その他の土地取引や、相続の際の不動産登記では、旧土地台帳付属地図である「公図」が、土地の境界や各筆の地番などの具体的な重要証拠とされてきました。その公図として、明治前半期に調製された地籍図類、あるいはそれをもとに作成・補訂された図面が、現在に至るまで広く使用されています。しかし、いずれの地籍図も、帳簿記載地所

一筆ごとの所在を確認するための図であり、地所の境界確定には不向きです。

このため、昭和二十六年（一九五二）公布・施行の国土調査法にもとづく「地籍図」（国土交通省所管）及び、昭和三五年の不動産登記法改正により同法第一七条に規定された「登記所に備えるべき地図」（法務省所管）平成一六年（二〇〇四）改正以降は第一四条に規定）が、厳密な測量によって作成されつつあります。平成二六年度末における地籍調査の全国進捗率は、五一％です（国土交通省のウェブサイトによる）。

このように、明治初期に作成された地籍図が、現代においても重要な意味を持っています。

地籍図は、それが作成された事業により四種類に区別できます。事業ごとに図の主題（作成目的や表現の主点）が異なるほか、作成の実務が府県に任された結果、一間Ⅱ六尺ではない寸法を用いた図や、一反が三〇〇歩ではなく二五〇歩、あるいは四二〇歩などとする図を作成した地方もありました。このため地籍図の利用にあたっては、作成された事業とその地方の基準（県布達でひな形などを示す）を知ることが重要です。

- ①「**壬申地券地引絵図**」明治五年（一八七二）開始の壬申地券発行事業により作成、面積・石盛^{いそり}（標準収穫量見積高）は近世検地帳類に準拠
- ②「**地租改正地引絵図**」明治六年公布の地租改正法にもとづく改正事業により作成（面積は近世検地帳類に準拠、一部実測）
- ③「**地籍地図**」地租改正と同時期開始の内務省地籍編成事業により作成（民有・官有全地所に地番付与）
- ④「**更正地図**」明治一八年実施の地押調査事業により作成（全地所の測量実施）

これらの絵図・地図

は、いずれも地引帳・土地台帳という帳簿に添えられた図です。つまりいずれの地籍図も帳簿記載の地所一筆ごとの所在を漏れなく確認するのが主題の図であり、縮尺は定めても、建物や機械の設計図のように形状や面積を正確に表現したものではありません。また「村絵図」「字別図」「一筆図」という三種の図を作成するのが基本ですが、すべての町村で三種類作成されたわけではありません。

これらの絵図は、作成主題・時期に応じて記載内容が異なります。たとえば①には、江戸時代と同じ土地の地位等級（上田、中畑など）と面積が記されます。その後の地租改正により、地価の基準となる新たな地位等級（田三等、畑五等など）

が定められ、②にはこの等級が記されます。

また①②は、地租賦課^{ふか}のため民有地を漏れなく把握するのが主目的でした。したがって田畑の畦畔^{けいはん}・法面^{のりめん}は除外、官有の道路・堤塘^{ていどう}・沼沢地^{しよさくち}は見取り図程度に位置が示されるだけですが、③は官有・民有すべての地所を対象とし、官有地の施設等にも地籍番号（地番）を付して表示しています。地籍番号は、地租改正の民有地番号に続けて町村全体を通して番号とする場合と、字限りの番号に付け直す場合があります。尼崎町の場合は各町限りの通し番号で、例えば大物町^{おほもの}は一番から二八九番、築地町なら一番から四二〇番までとなっています。

④は、地租改正事業では徹底されなかった地所の丈量^{じやうりやう}（測量）により作成されました。測量法は江戸時代以来の三斜法^{さんせうぽう}（多角形からなる土地を三角形に分割して面積を求める）で統一され、住民みずから測量・製図を担当した地区では、現場の実測値メモ（丈量帳）と地所一筆ごとの丈量絵図の控えが村方文書に残っている場合があります。

地形図 京阪神地方のもっとも初期の地形図は、明治一七年から三年にかけて参謀本部陸軍部測量局（明治一二年以降は陸地測量部）が行なった測図^{そくず}により作成された、九四面の図幅からなる二万分の一図です。この時期、全国的に三角点・水準点が整備されつつあり、各地の地形図は、これにもとづく正確な三角測量により順次作成されました。関東地方と京阪神地方では、三角測量の成果を待たず早期に地形図が作成され、関東地方のものが迅速図、京阪神地方のものが仮製図（または仮製地形図）と呼ばれました。都市化が本格化する以前の、比較的早い時期に作成されていることか

ら、近世後期の土地の面影をよく残している地図といえます。

その後、明治後期から大正期にかけて正式図が作成され、仮製図と置き換わっていきました。数年から十数年間隔で測図・修正を重ね、戦後は地理調査所（昭和三〇年国土地理院と改称）に引き継がれ、現在も刊行が続いています。

地形図には、一万分の一、二万五千分の一（明治初期は二万分の一）、五万分の一の縮尺があります。小河川や集落の位置、市街地が田地かといった土地の具体的な地理・地形を調べる際には、一万分の一、二万分の一、二万五千分の一などの大縮尺の地形図を利用するとよいでしょう。広域を流れる大河流の流路や鉄道・街道などの交通網、都市相互の位置関係など広域の情報を得るには、五万分の一が有効です。

史料館は、こうしたさまざまな縮尺・年代の地形図を所蔵しており、閲覧していただくことができます。ですが、地図原本を参照するのがつねに最適とは限りません。二万分の一図の場合、現地域全体をカバーしようとする、複数の図幅を組み合わせて見なければなりません。この点、『尼崎市史』第三巻の付図Ⅰ「尼崎市域図」は、明治四二年測図の地形図を合成しており、



明治四二年「尼崎町明細新地図」（酒見泉金堂・吉原文栄堂）
現在確認されている尼崎最古の市街地図

これらの区域で市街地図が登場するのは尼崎市との合併以降、多くは戦後作成になります。

土地宝典 明治期以降、登記所や市町村役場の公図と土地台帳を合体・編集した「土地宝典」と呼ばれる地図帳が、行政区域の単位で各地で刊行されました。現尼崎市域については、大日本帝国市町村地図刊行会が昭和一二年に『尼崎市土地宝典』を刊行し、以後昭和一六年までに市域各村分が刊行されました。これらはすべて、史料館で閲覧することができます。市域や村域を図面に表示し得る一定の広さの区域に分割し、大字・小字または町名、区画ごとの地番・地目・面積・賃貸価格の等級などを記します。

地域によっては、土地所有者名を記す土地宝典の刊行例もあり、この場合は戦後の住宅地図に近い内容となりますが、現市域の土地宝典には土地所有者名を記すものはありません。とはいえ、市街地図や地形図と比較した場合、格段に詳細な密度で区画・地番を確認することができ、先祖調べにおける居住地の確認など、住所記載・地番をもとにした区画の特定に大きな力を発揮する地図史料といえます。

都市計画図 国内各地の都市化の進展にともない都市計画が立案・施行される時代には、これに対応する地図が作られるようになります。尼崎市の場合は大正一二年に都市計画法施行対象都市に指定され、大正一三年には当時の尼崎市域と小田・大庄・立花・武庫・園田の五村の区域（現尼崎市域）が尼崎都市計画区域と決定されたため、これ以降、「尼崎都市計画地域指定参考図」（一九三〇）や「尼崎都市計画地域及工業専用地区図」（一九四二）といった、計画を表示する地図が作成されます。

市域全体を一枚でカバーしています。

また、明治初期の仮製図を翻刻しているのが、柏書房刊行の『明治前期関西地誌図集成』（一九八九）です。縮尺二万分の一を現行の二万五千分の一に編集し直し、京阪神地方を網羅しており、たいへん便利な基本文献といえます。

刊行版の地図に加えて、近年はデジタルデータの提供サービスも行なわれています。国土地理院のウェブサイト上で、各年代の地形図などさまざまな地図を閲覧することができます。

市街地図 おもに市区町などの行政区域を単位とし、市街地化したエリアの街区、町名地番・住居表示、道路・鉄道等の交通機関、官公庁・学校等の公共施設、工場や神社仏閣などの主要施設を記す、もともポピュラーな地図です。市など行政機関が刊行しているほか、民間からも多く刊行・販売されています。

史料館が所蔵する現市域のもっとも初期の市街地図は、明治四二年に酒見泉金堂・吉原文栄堂が刊行した「尼崎町明細新地図」です。これ以降も数多くの市街地図が作られており、新旧の市街地図や他の種類の地図を対比させることで、地域の変化を読み取り、あるいはその時代の具体的な様子を知ることができます。

ただし、市街地図が作られるのは都市化・市街地化がみられるエリアに限られます。旧尼崎城下を中心とする尼崎町域、大正五年（一九一六）に市制が施行された尼崎市域、同様に都市化がはやく最初に尼崎市と合併する小田村域については、昭和戦前期以前に市街地図に類する地図があります。しかしこれ以外、つまり大庄・立花・武庫村域（昭和一七年に尼崎市に合併）と園田村域（昭和二三年合併ではほぼ作られておらず、

分布図、各種施設分布図等）のベース図としても活用されており、史料館が収集・保存するこれら各種の主題図により、各年代のそれぞれの分野の状況を確認することができます。

住宅地図 各戸の表札表示・郵便受け記載などにより居住者名を記録する住宅地図を、民間事業者が刊行するのは戦後、昭和二〇年代以降のことです。尼崎市域の住宅地図で、史料館が所蔵するもっとも刊行年が早いものは、小田地区・立花地区・武庫地区・園田地区が昭和三一年、本庁地区（現中央地区）・大庄地区が昭和三二年です。いつ頃から毎年刊行されるようになるのか不明ですが、昭和五〇年代以降は各年の住宅地図を所蔵しています。

市域の住宅地図の分冊の仕方や縮尺等は、刊行年や刊行主体によって異なります。近年は、市域北部と南部の二分冊、縮尺一、五〇〇分の一のものやゼンリンから継続刊行されており、史料館ではこれを揃えるようにしています。

なお、この住宅地図の上に、不動産登記などに用いられる地番表示を青色で重ねて表示したのが、ブルーマップと呼ばれる地図帳になります。また、これらの地図と同じく、居住者名を記した住宅地図に類する地図として、日本特殊地図協会が大阪府域・阪神地域で刊行する「詳細図（町内地図）」があります。尼崎市域では、各社会福祉連絡協議会の区域図として刊行されています。

鳥瞰図 対象を上空から垂直に見るのではなく、鳥の目線で斜め上空から見下ろして描く鳥瞰図法は、古くから世界各地で用いられた絵画手法です。日本でも、古代・中世の神社仏閣図や洛中洛外図、近世の名

所案内図などに、この手法が用いられてきました。現
尼崎市域を描いた近世の鳥瞰図としては、近世後期の
『尼崎城下風景図』（尼崎市教育委員会所蔵、『図説尼崎の
歴史』上巻グラフィア掲載、本書第Ⅲ部第四章第三節〈美実践編〉
2に内容解説）や秋里籬島編『摂津名所図会』（一七九六
～一七九八）があります。

近代に入ると、観光案内の鳥瞰図が作られるよう
になります。ことに、大正期から昭和戦後初期に活躍し
た画家・吉田初三郎が編み出した、観光地や都市を大
胆にデフォルメして一望できるように描く手法の図は
「初三郎図」と呼ばれ、人気を博しました。

尼崎市域を描いた鳥瞰図は三枚残っています。尼崎
商工共和会刊行『大尼崎鳥瞰図』（一九三三）、『大尼崎
鳥瞰図絵』（一九三五）、『尼崎鳥瞰図絵』（一九四〇、本
項タイトル画像）がそれで、作者はいずれも牧生驥（本
名・牧喜世蔵）です。驥仙とも号し、三枚のうち後年
の二枚は驥仙名義で描いています。また、牧が描いた
『大尼崎鳥瞰図』の原画は史料館が所蔵しており、『図
説尼崎の歴史』下巻グラフィアに画像を掲載しています
（ウェブ版図説尼崎の歴史）には刊行物版も掲載）。

尼崎市域に林立する工場・企業や商店、公共施設な
どを名称を付して描いており、工業都市として隆盛を
迎える昭和戦前期の様子がうかがわれます。

なお、尼崎市域のみを描いた吉田初三郎の作品はあ
りませんが、尼崎市域を含む阪神地方を描いたものと
しては、阪神上水道市町村組合刊行の鳥瞰図「阪神上
水道市町村組合」（一九五二頃）があります。

おわりに このほか、史料館ではバス・鉄道路線
図、文化財分布図、観光マップ、防災マップ、街並み
復元図や回想図など、現尼崎市域に関する多種多様な

地図類を収集し、保存・公開しています。

地図は、そのときの地理・地形や都市化の様相、
地域の課題や人々の関心の所在などを読み取ることが
できる貴重な史料です。さらに、時系列に沿って地図
を見ていくことで、さまざまな事象・テーマの変化を
確認することができます。写真史料や刊行物、文書史
料などと重ね合わせることで、読み取ることができる
情報は、さらに幅広く豊富になります。地図史料を存
分に活用して、調査にチャレンジしてみてください。

〔注〕

（一）金田章裕・上杉和央『日本地図史』（吉川弘文館、
二〇一二）は、「絵図」の語は限定的対象・時代に対
して用いるべきであるとし、近代地図成立以前の地図
の総称としては「古地図」を推奨している。本項は同
書の見解を認めつつ、取りあげる尼崎地域の近世以前
の地図のほぼすべてが「絵図」であることを加味して、
読者にとってわかりやすい慣用的表現として「絵図」
を「古地図」と同義に扱う。

（二）奥野中彦「中世尼崎の絵図をめぐって―中世「敷
地絵図」の歴史的性格―」（『地域史研究』第八巻第一号、
一九七八・七）が、これら三点の中世絵図について考
察している。

（三）日本地図選集第二二巻『江戸時代日本国絵図選要』
（人文社、一九七八）

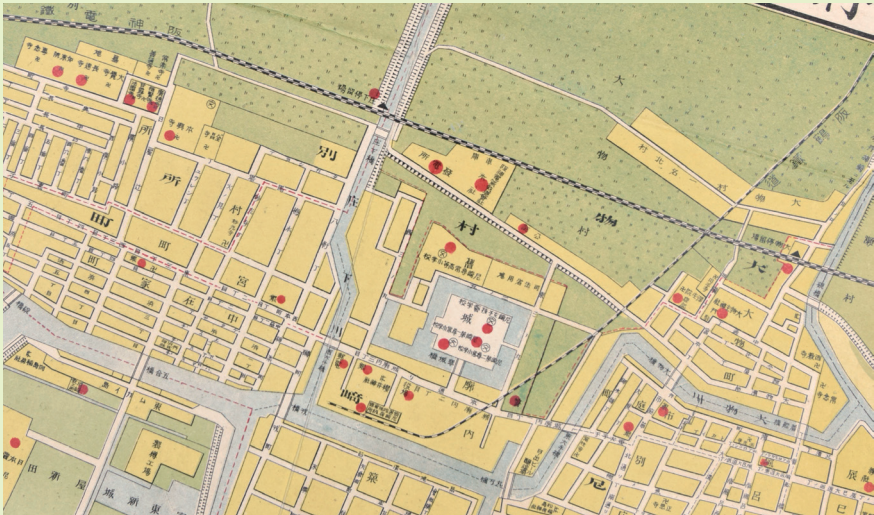
（四）この項に関する参考文献として、次の二冊をあげ
る。桑原公徳『地籍図』（学生社、一九七六）、佐藤甚
次郎『公図読図の基礎』（古今書院、二〇〇四）

〔執筆者〕 地域研究史料館（担当）坂江愛「地籍図と
公図」以外のすべて／中村光夫「地籍図と公図」

市街地図にみる旧尼崎城下周辺の市街地形成

同じ種類の地図を年代ごとに見比べると、時代を
追うにつれて町が変化する様子がよくわかります。

〈明治後期〉城下町の北側の地域には、田園地帯が
広がっています。大阪から神崎を経て西宮へ抜ける
旧国道が城下町を東西に通り返っており、旧尼
崎城の内濠が本丸跡を囲んでいます。

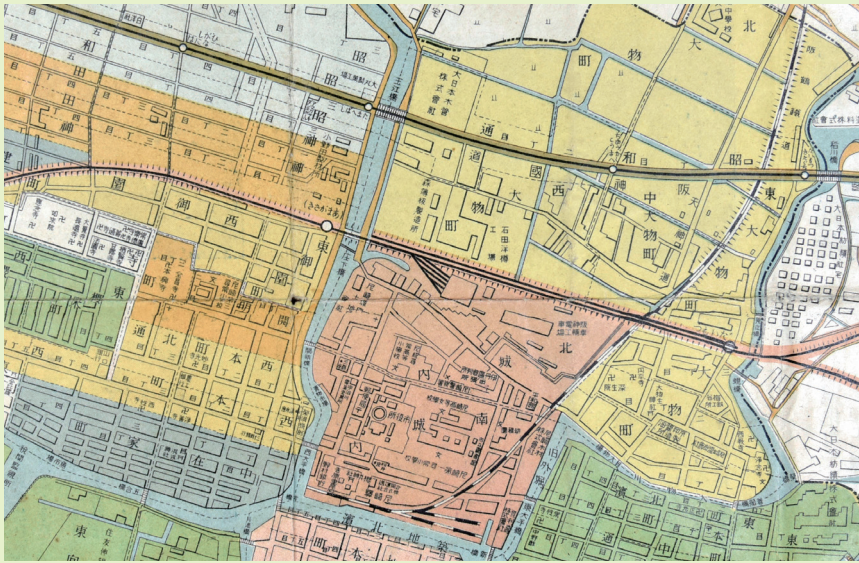


「尼崎町明細新地図」酒見泉金堂・吉原文栄堂 1909（部分）

〈大正期〉都市化の進展や人口の増大が、公共用地
の不足をもたらしました。このため旧城の内濠埋
め立てが進められ、学校敷地拡充や市役所など公
共施設の用地にあてられました。周辺には工場や
社宅が徐々に目立つようになりましたが、阪神本
線以北は依然として農地が多くを占めています。



「尼崎市内及附近実測図」1920（刊行主体不詳、部分）



「尼崎市街明細全図」吉原文栄堂 1932（部分）



「大日本職業別明細図・尼崎市街図」東京交通社 1936（部分）

〈昭和初期〉昭和元年二月、阪神本線の北側に阪
神国道（現国道二号）が開通しました。旧国道は
一〇三間と道幅の狭い道路でしたが、新たに道幅
一五間の新設道路が東西を結び、国道電車も開通
しました。沿線開発も進められ、大正期以前は田
園地帯であった場所に、新たな街区が出現してい
ます。旧城の濠は完全に姿を消しています。

〈昭和一〇年代〉最後に紹介するのは、店舗・商業
施設名を記すめずらしい地図です。「大日本職業
別明細図」と称し、商店や旅館、映画館などの広
告を載せて、当時各地の版が刊行されました。旧
国道沿いの本町通商店街には多くの店舗が軒を連
ね、繁栄している様子がうかがわれます。

第二節〈史料編〉2

航空写真



昭和二八年撮影航空写真より 阪急園田駅周辺
阪急電鉄は昭和十一年の園田駅開設と同時に住宅開発を開始する。隣接する法界寺（右上）・善法寺（下）・小中島（左）等の集落・農地のなかに、まったく異なる景観の住宅地が出現したことがわかる。

航空写真とは 航空機等から撮影した地表の写真
を、一般に航空写真と呼びます。航空測量の世界では、空中写真という名称が用いられます。カメラを地表面に対して垂直に向けて撮影したものが垂直写真、その他の写真が斜め写真になります。

地図作成に用いる垂直写真は、特定の範囲を面的にカバーし、連続的に撮影されます。資料としての正確さが求められるため、航空カメラという専用の機材を用いて、となり合ったコマ同士に何%かの重なりができるよう撮影ポイントが設定されます。こうして作成された垂直写真のうち、一定の基準を満たす写真だけが、国土地理院などの地図作成に使用されます。

垂直写真は、真上から見た地表の状態がそのままに記録されていることから、豊富な画像情報を得ることができます。撮影時の縮尺によりですが、建物一棟一棟の屋根、道路、河川の形状などを読み取ることができ、地理学の世界では、撮影範囲に重なりがある二枚を並べて立体視する手法が微細な地形の凹凸の解析に用いられています（本章第一節〈入門編〉「微地形図の作製方法」参照）。また、写真縮尺が明示されている場合は、距離や面積を計算することも可能です。

史料館所蔵の垂直写真 地域研究史料館は、大正期以降、近年に至るまでの垂直写真を所蔵しています。現地域の全部ないし大部分が収められたものとしては、大阪市が原版を所蔵する昭和十七年（一九四二）撮影のシリーズがもっとも古く、次いで昭和二十三年の米軍撮影、昭和二十八年の尼崎市所蔵のシリーズと続きます。

昭和三〇年代以降は、尼崎市作成の航空写真に加えて、国土地理院所蔵写真の複製プリントも各種所蔵しています。そのなかからおもなシリーズを紹介します。

大阪市所蔵、昭和三年撮影 昭和三年、大阪市都市計画局は内務省と共同し、陸軍に撮影を依頼して大阪地域の航空写真を作成しました。広範囲の連続航空写真として全国的にみても初期のもので、縮尺八千分の一の三一八枚が大阪市指定文化財に指定されています。

隣接する現尼崎市域南部も撮影されており、史料館は市域を写した二四枚の複製を所蔵していますが、残念ながら園田村の藻川以西、立花村のうち東海道線以北、武庫村の大部分、大庄村の南西部は含まれていません。旧尼崎城下周辺や阪神国道（現国道二号）沿線を中心に新たな市街地が形成され、城下に隣接する南部から神崎川沿いの小田村域にかけて工業化が進展する一方、郊外や臨海部新田地帯はまだ近世以来の田園風景が広がる様子がみとれます。

大阪市所蔵、昭和十七年撮影 昭和三年のシリーズと同じく、縮尺八千分の一の三、〇九三枚が大阪市指定文化財に指定されています。防空計画や重要企画の立案審議資料とするため、大阪市民間会社に委託して作成しました。近隣地域を含めて撮影され、史料館は現市域を網羅する一三六枚の複製を所蔵しています。

昭和三年と比較すると各所で市街地化が進み、とくに南部では工場や住宅密集地が増えているのがわかります。戦時期作成のため、防諜上、住友金属工業鋼管製造所（現新日鐵住金）、同プロペラ製造所（現住友精密）、山岡内燃機（現ヤンマー）、古河電気工業といった大規模軍需工場や、重要な輸送施設である東海道本線神崎駅（現JR尼崎駅）が黒く塗りつぶされています。

昭和三年撮影 戦後、米軍が撮影した日本全域の航空写真のうち、史料館は尼崎市域分の大判複製プリント九枚を所蔵しています。



昭和17年撮影（大阪市所蔵） 阪神国道沿線から阪神本線にかけての土地区画整理などにより、新たな住宅街区が形成されつつある。中央部を南北に貫く2本の道路のうち、武庫川に近い西側の路線が尼宝線。



昭和3年撮影（大阪市所蔵） 北（上）から順に阪神国道、旧国道、阪神本線が東西に横切り、中央に大庄尋常高等小学校。東大島（左上方）・東新田（中央右）・西新田（左下）の集落の間に、農地が広がっている様子がみてとれる。



昭和48年撮影 高度成長期を経て市域南西部でも農地がほぼ姿を消し、連続する密集市街地が形成されたことがわかる。



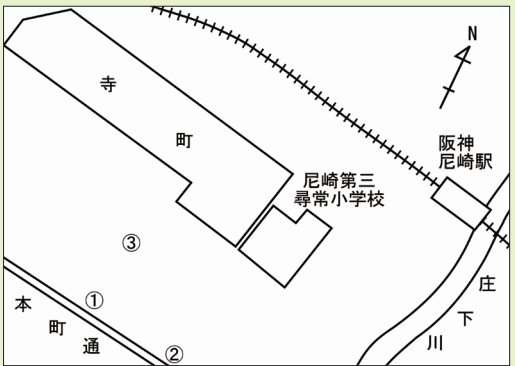
昭和28年撮影 戦争をはさんでさらに市街地化が進展。昭和27年開設の尼崎競艇場（センタープール）がみえる。



大正一二年（一九二三）撮影（推定）
寺町・尼崎第三尋常小学校付近

現在確認されているなかで、撮影年代がもっとも古い市域撮影航空写真です。東西約七〇〇m、南北約五〇〇mの範囲を撮影しており、北は現在の阪神尼崎駅北側から南は五合橋交差点までが写っています。大正期における市の重要課題であった、阪神電鉄の停留場移転問題に関連して撮影された可能性が考えられます。

- この航空写真には撮影年代の記録がなく、大正一二年撮影と推定する根拠は次のとおりです。
- ①大正一二年三月竣工の尼崎共立銀行本店が写っている。
 - ②大正一二年九月頃竣工の兵庫県農工銀行尼崎支店が建設中と思われる。
 - ③昭和四年一月着工の尼崎信用組合新本部事務所が未着工。



市域南東部を中心に、空襲による焼け跡がまだ多く残っている様子がみえます。臨海部の工場地帯には、空襲被害に加えて地盤沈下のため水没している地域もあり、疲弊した市域の実態がよくわかります。

昭和二八年撮影 戦災や地盤沈下により地形が大きく変わった市域の正確な地図を作成するため、尼崎市が民間会社に撮影を依頼して作成したシリーズです。標定図によれば、七七枚のセットであったと考えられますが、現在確認できるプリントは五一枚です。

この航空写真をもとに、都市計画図（白地図）をはじめ各種の市域図が作成され、戦災復興都市計画の立案に活用されました。また、作成主体不詳ですが、このシリーズを接合した「尼崎全市航空写真集成図」（次頁掲載）を裏面に掲載する縮尺一万五千分の一の「最新尼崎市街地図」（一九五四）が残っており、このシリーズを使って作成されたものです。

昭和三年と比較すると、焼け跡だった場所に建物が建ち並び、五年間の復興の過程を読みとることができます。尼崎市と西宮市が合併を争い、住民投票の結果昭和二六年に西宮市と合併した旧鳴尾村のほぼ全域が撮影されていることも注目されます。

航空写真を使う―解析事例― かつて

尼崎全市航空写真集成図

縮尺三萬分之一



「尼崎全市航空写真集成図」 昭和28年撮影航空写真を接合したもの。
「最新尼崎市街地図」（作成主体不詳、1954）の裏面に掲載されている。



斜め写真（**鳥瞰写真**）の一例 阪急武庫之荘駅・武庫之荘住宅地から北西方向、武庫川方面を望む。昭和35年撮影。
武庫川の手前、右手（北）から順に、常吉の集落（写真右端）、同村須佐男神社の鎮守の森、東武庫の集落と同村須佐男神社の森、西武庫須佐男神社の森、西武庫の集落がみえます。このうち常吉須佐男神社は昭和37年に集落の北側に移転したため、現在はこの位置にはなく、かわって同地付近に西武庫公園が広がっています。
斜め写真は風景写真として使いやすく、また、垂直写真とは異なる性格の情報が得られます。尼崎市広報課が昭和30年代以降、おおむね10年間隔で撮影した市内各所の斜め写真が史料館に移管されており、この写真もそのうちの1枚です。



南城内にあった国鉄尼崎港駅から西に向かう貨物線は、いつ敷設され、どんな変遷をたどったのか。航空写真は、こういった疑問に視覚的にこたえてくれます。
国鉄尼崎港駅は、明治二十四年（一八九二）七月、川辺馬車鉄道の駅として開設されます。当時は尼崎停車場という名称でした。その後、管理運行する鉄道事業者が摂津鉄道、阪鶴鉄道と変わります。明治三十二年八月には東海道線に接続する連絡線が完成し、長洲（長洲）尼崎間は阪鶴線の支線となりました。明治四十年八月に国有化され、昭和二十四年一月には尼崎駅の名称を現在のJR尼崎駅に譲り、尼崎港駅と改称します。昭和五十六年三月末をもって旅客運行が廃止され貨物のみとなり、昭和五十九年一月末には路線とともに廃止されました。
このように複雑な経緯をもつ尼崎港駅は、廃止に至るまで、路線図の上では一貫して終端駅とされています。しかし実際には、駅から西に向かつて伸びる線路が存在していた時期があります。専用鉄道（専用線）と呼ばれるこの種の路線は、国鉄の記録にも残っていないことが多く、敷設時期のわからない路線が少なくありません。



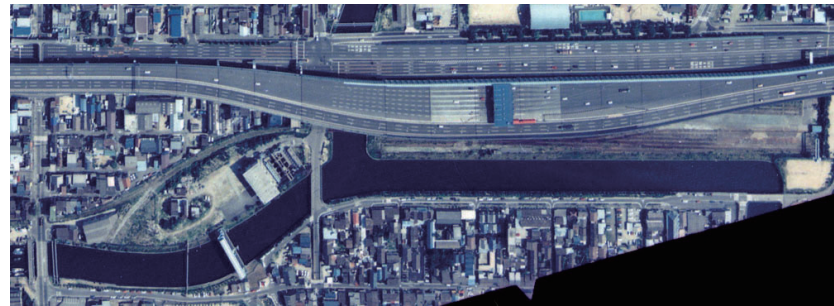
この路線の敷設年代をさぐるため、駅が位置する城内地区周辺の航空写真を時代順に検証してみよう。
昭和十七年・二十年航空写真 駅から西に向かう線路は、昭和十七年には存在しませんが、昭和二十年には住友金属と旭硝子の二方向に向かう線路が確認できるので、この区間が敷設されたのは太平洋戦争末期と推測できます。これを手がかりに調べた結果、昭和十九年・二十年の『尼崎市事務報告書』に、「尼崎貨物線延長ノ件」という項目を見出すことができました。「市



内軍需生産物資輸送上の隘路打開の為」、住友金属工業鋼管製造所と旭硝子尼崎工場への延長線を新設することになり、昭和十九年に設計を確定し、翌二〇年に着工されたようです。ただし、これらの史料からは列車の運行が開始された時期までは判明しませんでした。国有鉄道の記録に載っていないことから、この線路はそれぞれの工場が保有する専用線であったと思われます。また昭和十九年の『尼崎市事務報告書』には「尼崎駅拡張ノ件」として、昭和一九年度に駅東側を運輸



昭和四十九年（同上）



昭和六〇年（同上）

通信省（当時国有鉄道事業を所管）が買収し、駅構内施設を拡張整備中とあります。両写真を比較すると、荷揚げ場を埋め立てて、東側の貨物ヤードがさらに東へ広がっていることが確認できます。
昭和三十六年航空写真 昭和三十二年に建設が開始された第二阪神国道（現国道四三号）は、尼崎港駅のすぐ北側を通過するルートをとりました。庄下川橋と大物川橋は完成し、昭和三十三年九月に着工した尼崎高架橋が建設中であることがわかります。
昭和四十九年航空写真 第二阪神国道に覆いかぶさる形で阪神高速道路大阪西宮線が計画され、南城内地区への尼崎集約料金所建設が決定されます。料金所は南北の幅が五メートルに及ぶため、尼崎港駅構内の一部上空も利用されることになりました。兵庫地区の工事は昭和四十五年四月に着工され、写真には工事を進める様子が写っています。大阪西宮線の兵庫地区は昭和五十六年六月に供用が開始され、これにより大阪西宮線の全線開通となりました。

昭和六〇年航空写真 福知山線尼崎支線（尼崎港線）の塚口～尼崎港駅間が昭和五十九年一月二二日をもって廃止されたのにもない、この専用線も廃止となり、庄下川・旧左門殿川に架かっていた鉄橋も撤去されています。画面の左下へ向かっていた住友金属への専用線は、これより早く昭和五〇年頃には廃止されました。

このように、航空写真には他の史料では得られない情報が多く含まれています。各年代の航空写真を比較することで、その間の変化が明らかになります。地域の変遷を調べるには、格好の史料といえるでしょう。

（執筆）地域研究史料館（担当 西村豪）

第二節〈史料編〉3

地名を調べるための基本文献



近世の字が記された天保一四年「榎宮村絵図」
（門田隆夫氏文書、部分）

Iがあり、いずれも各地名の史料上の初見や由来、領知関係・石高・寺社・所在する遺跡、近代以降の行政地名などといった基礎データを掲載しています。

地名を調べる方の多くがもつとも関心を持つのが、それぞれの地名の命名由来・理由でしょう。どのような由来が考えられるのか、大字レベルで考察可能な地名については、この三種類の辞典により、現段階の通説的解説がほぼ尽くされています。各辞典の編集方針により、収録する地名及び掲載情報の範囲が異なっており、由来の考察についても解釈の違いがある場合があるので、各辞典を参照し、総合的・複合的に調べることをお勧めします。なお、各地名の初見情報に限ってリスト化したものに、『地域史研究』第九巻第三号掲載の地域研究史料館「尼崎市域地名の史料上の初見」があります。

小字を調べる 小字を網羅して由来を解説した文献は現在のところ作られておらず、小字を調べる場合は調査者自身が検討・考察を行なう必要があります。

市域の小字を一覧できる文献としては、『尼崎市史』第一〇巻、『尼崎の地名』があり、さらに神戸史学会創立五〇周年記念刊行物として『神戸・阪神間小字名集』の刊行が予定されています。いずれも大字ごとに、明治初年の地租改正以降の小字を記録しています。

市史第一〇巻は、市域図に全大字・小字を表示した付図「尼崎市小字図」を添付しているほか、史料により近世の字が判明する大字については、これも掲載しています。明治初年以降の小字は、この近世の字を統合して新たに編成されたものです。一方『尼崎の地名』は、町名改正・住居表示等の経過一覧や地名索引を掲載しています。基礎データの集成という点で、この二

「地名」の定義 「地名」とはいったい何でしょう。

一般に、国や地方、都市、町村といった特定の場所、あるいは自然の地形などを表す名称が「地名」です。私たちがあたりまえのように使っている地名は、歴史上のどこかの時点で生まれ、定着したものです。土地の歴史や成り立ちが表れているので、地名を調べることはその土地の歴史を知ることにつながります。

地名の種類と調べ方 人間の開発の手が及んでいない土地の呼称、山、川、海、森、原、野といった地名を自然地名といいます。尼崎地域周辺の自然地名で、古代に起源を持つと考えられるものに、猪名川、武庫川、昆陽野、猪名野などがあります。

やがてこういった土地が開発され、人々の生活が営まれるようになると、田地や集落の呼び名が登場します。一例をあげると、現尼崎市域にあった莊園猪名荘の絵図である天平勝宝八年（七五六）「摂津職河辺郡猪名所地図」（尼崎市教育委員会所蔵、本書第一部掲載）には、「淨道田」「塩垂田」「小浜田」といった多くの田の名称が記されています。

こういった、人々の営みにより生まれ、命名される地名を人文地名といいます。下段に、土地支配制度と人文地名の歴史の変遷をまとめました。

では次に、地名を調べるための基本文献をご紹介します。幸いなことに、現市域の地名に関する基礎データを整理・解説する基本参考文献が何冊も刊行されているので、これらを効果的に活用すると良いでしょう。

地名辞典類 市域の大字及びおもな歴史地名を調べることのできる辞典として、『尼崎地域史事典』、角川書店発行『角川日本地名大辞典』28「兵庫県」、平凡社発行『日本歴史地名大系』第十九巻「兵庫県の地名」

冊は尼崎地域地名研究の基本文献といえます。

地名研究の方法に学ぶ 由来が明らかにされていない地名を自身で調べるには、どのようにすればよいのでしょうか。本節1及び第四章第二節〈史料編〉に紹介する絵図・地図類により地理的立地や地形の特徴を確認し、第五章第二節〈史料篇〉4に紹介する地誌類により地名伝承などをさぐるのも、ひとつの方法です。

それと同時に、先行する地名研究から調査・研究方法の基本を学ぶことが重要です。たとえば『尼崎の地名』に渡辺久雄氏が執筆した第一章「地名の変遷」第二章「尼崎の地名」は、尼崎地域のみならず地名研究一般の入門・概説書としても非常に有意義な内容です。地名研究をこころざす方は、ぜひ一読されることをお勧めします。さきにあげた地名辞典類が記す地名由来や、本章第一節〈入門編〉「四、地名研究」に紹介したさまざまな研究事例なども、参考になるでしょう。本章第三節〈実践編〉1に実践事例として、「地名研究―「尼崎」という地名、小字調査―」を掲載しました。ぜひ参照してみてください。

地名研究というと、自由に想像を働かせて、言葉の連想だけで好き勝手な由来を披瀝する事例もときに見受けられます。しかしながら、ここにあげた先行研究をみれば、史料を厳密に確認し、地図調査や現地調査を十分行なったうえで、合理的に推測できる場合に限り実証的に考察するのが地名研究の基本であるということをご理解いただけると思います。読者のみなさんが、ぜひこういった姿勢に学び、新たな地名研究にチャレンジされることを期待しています。

（執筆者） 地域研究史料館（担当） 辻川敦（つじがわあつし）

土地支配制度と人文地名の歴史の変遷

古代の地名―国郡里制― 古代律令制のもと、大化五年（六四九）の評制により国―評―五〇戸、さらに大宝元年（七〇二）に成立した大宝律令により国―郡―里（のちに郷）という地方制度が定められます。現市域は、摂津国の河辺郡と武庫郡に属していました。

一〇世紀前半に編まれた漢語辞書『和名類聚抄』は、河辺・武庫両郡にそれぞれ八郷を記し、このうち河辺郡の為奈郷や武庫郡の武庫郷・雄田郷などが、現市域の一部にあたる可能性が指摘されています。古代には、国家による地名表記の指針も示されていました。和銅六年（七二三）の風土記作成の詔に「畿内七道諸国の郡郷名は好字を着けよ」とあり、延長五年（九二七）成立の「延喜式」巻二「民部上」には「およそ諸国部内の郡里等の名、並びに二字を用い、必ず嘉名を取れ」とあります。縁起の良い漢字二字を地名に用いるよう推奨されていたことがわかります。

中世から近世へ―自然集落の成立― 古代から中世にかけて、現市域にも棕橋荘・猪名荘・長洲荘・生島荘・大島雀部荘、あるいは塚口郷・富松郷・浜郷といった荘園や集落が成立します。未墾地開発者の名をとった名田も生まれました。武庫地区の時友・友行・常吉・常松といった村名は、野間荘や武庫荘の名田から生まれた集落地名ではないかと考えられます。

中世後期には、自然集落を単位とする村切りが行なわれ、近世の基本支配単位である村（近世村）が成立します。同時に、田畑や居住地の区画ごとに土地名称が付けられるようになります。これが、近世の検地帳などに記される字名です。

近代―大字と小字― 近代に入ると、従来の国に替わって府県が設置されます。また、明治五年（一八七二）に始まる地租改正に際し、近世には土地一筆ごとの名称であった字名を統合し、新たな字が設けられました。市域の榎堂村を例にとると、四く一五の字がひとつに統合されており、村全体で一四四あつた字が一九字にまとめられています（『尼崎の地名』による）。

明治二二年には市制・町村制が施行され、現市域は川辺郡に属する尼崎町・小田村・園田村・立花村と、武庫郡に属する大庄村・武庫村になりました。同時に新たな行政村名と区別するため、近世以来の村名を「大字」、大字と区別するため字を「小字」と呼ぶこととなります。これ以降、府県―（郡）―市町村―大字―小字が地名表記の基本となり、これに地番を付して地所を特定するようになりました。

なお、近世に村ではなく町場であった旧尼崎城下では、近世尼崎町を構成した大物町・辰巳町といった町名が地名として用いられました。

現代―町名改正・住居表示― 昭和年代に入ると、阪神国道（現国道二号）沿線などを皮切りに耕地整理・土地区画整理が行なわれ、市域の市街地化が始まります。これにともない町名改正が行なわれ、さらに昭和三七年（一九六二）には「住居表示に関する法律」が定められ、大字―小字―地番に替えて町名―街区符号―住居番号という表示が行なわれるようになります。

一例をあげると、現尼崎市役所の所在地は、町名が東七松町一丁目、街区符号が二三番、住居番号が一号です。町名改正が実施される以前は大字七松の小字上松田（一部は小字井替り）で、四三〇番代・四五〇番代・四六〇番代の地番が付されていました。